

助成対象とする障害の程度について (基本的な考え方)

(1) 重度心身障害児・者医療費助成事業

- ・ 障害の程度が重く、日常生活の支障が大きい方の経済的負担を軽減するため、全ての疾病を対象に医療費の自己負担分を助成する事業。
- ・ 市町村が条例に基づいて実施する地方単独事業で、都道府県が補助。

障害のある方への主な医療費助成制度

制度名	根拠	制度の内容	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳			自己負担	実施主体 (負担割合)
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	A1	A2	B1	B2	1級	2級	3級		
自立支援医療制度	(更生医療)	障害を軽減したり、機能回復のために必要な医療費を助成。 (例) 人工透析、心臓手術、人工関節置換術など	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○ 一部								医療費の1割(所得に応じて月額負担上限額あり)	市町村
	(育成医療)	障害を軽減するためや、将来障害を残すおそれのある疾患を治療するための医療費を助成。	身体障害者手帳の有無は関係なし														国1/2 県1/4 市町村1/4
	(精神通院医療)	精神疾患の治療のために通院している人を対象に必要な医療費を助成。											○ 一部	○ 一部	○ 一部		県 国1/2 県1/2
高知県重度心身障害児・者医療費助成制度(福祉医療)	(地方単独事業)	市町村条例 重度障害のある人の医療費について、医療保険の自己負担分を助成。	○	○	△				○	○	△		対象外			なし	市町村 県1/2 市町村1/2

(2) 助成対象とする精神障害の程度 他県(41 都道府県)の状況

		都道府県数	割合	
精神障害者保健福祉手帳の等級	1級	26(※1)	64%	(※1)うち2県は要件(自立支援医療の受給者証所持)あり
	1、2級	11(※2)	27%	(※2)うち6県は要件(2級は身体手帳又は療育手帳の複数所持が必要など)あり
	1、2、3級	1(※3)	2%	(※3)2、3級は身体手帳又は療育手帳の複数所持が要件
手帳の等級以外で設定(障害年金1級など)		3	7%	

→ 現行制度及び他県の状況から、助成対象とする精神障害の程度については、精神障害者保健福祉手帳を基本に考えていくことが適当と考える。